

福祉教育委員会記録

1 日 時 平成29年9月15日(金)

午前 9時59分 開会

午前11時24分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長 永 易 英 寿 副委員長 篠 原 茂

委員 米 谷 和 之 委員 岩 本 和 強

委員 藤 田 豊 治 委員 佐々木 文 義

委員 山 本 健十郎

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・副市長	寺 田 政 則		
・福祉部			
部 長	白 石 亘	総括次長(健康長寿戦略監)	加 藤 京 子
次長(子育て支援課長)	藤 田 憲 明	次長(地域福祉課長)	伊 達 忠 幸
生活福祉課長	山 中 悟	介護福祉課長	木 俵 浩 毅
介護福祉課参事(地域包括 支援センター所長)	古 川 哲 久	国保課長	井 上 毅
介護福祉課主幹	東 田 寿 重	子育て支援課主幹	加 藤 大 和
・教育委員会事務局			
教育長	関 福 生	教育委員会事務局長	武 方 弘 行
総括次長(社会教育課長)	三 沢 清 人	次長(教育力向上戦略監)	榎 木 奨 悟
次長	高 橋 良 光	学校教育課長	高 橋 正 弥
学校教育課指導主幹	阪 本 博 和	学校教育課指導主幹	矢 野 雅 士

6 委員外議員

井 谷 幸 恵 議員

7 議会事務局職員出席者

議会議務局次長 原 正夫

議事課調査係長 神 野 瑠 美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 9時59分

●永易委員長：〈開会あいさつ〉

○副市長：〈あいさつ〉

◎福祉部関係

口議案第54号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊達福祉部次長：〈説明〉

〈質 疑〉なし

〈討 論〉なし

〈採 決〉全会一致原案可決

口議案第56号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田福祉部次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●佐々木委員：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業とは、それぞれどういうものか。

○藤田福祉部次長：公立保育園、私立保育園、認可の保育所があるが、それが特定教育・保育施設ということになる。特定地域型保育事業というのは平成27年度の新制度により新しく市で認可するようになった地域型小規模の保育事業所及び事業所内保育事業所がこれに当たる。

●篠原委員：支給認定書を申請があった場合交付することだが、それによる影響は。

○藤田福祉部次長：保育園の申込みに来た方で保育の必要性があると認定された方には、全て支給認定証を発行していたが、この支給認定証が現場において実際に提示が必要とされる手続きはなかった。地方から国に対して事務の簡素化を要望していたことが反映され、請求があった場合のみ交付すると変更になったものであるため、住所変更等の際の再交付などの煩雑さが解消され、事務の簡素化が図られることになる。

●山本委員：市内の特定地域型保育事業所数は。

○藤田福祉部次長：定員が19人以下の小規模事業所が平成27年度に2か所、事業所内保育所事業所が2か所新たに認可され、平成29年度から新たに小規模保育事業所が1か所増えたため現在市内の地域型保育事業所は5か所である。

●岩本委員：保育ルームぽこ・あ・ぽこの所在地はどこか。

○藤田福祉部次長：神郷校区内にあり、多喜浜駅の北東、又野あたりに所在している。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

□議案第57号 新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○伊達福祉部次長：<説明>

<質 疑>

●山本委員：作業訓練所の内容と、地域活動支援センターに改めることにより具体的にどのような内容の変化があるのか。

○伊達福祉部次長：障がい者福祉センターで現在実施している作業訓練所はいわゆる小規模作業所といわれるもので、障害者自立支援法が施行されてからは、条件が整えば地域活動支援センターに移行する必要があった。今回小規模作業所としての実績を5年以上有し、自治体単独補助による事業職員が1名以上常勤であること、実利用人員が10名以上であることなどの条件が整ったため、地域活動支援センターⅢ型に移行することとなった。事業内容に変更はない。

●岩本委員：生活訓練は非常に重要であり、ニーズは高いのではないかと思うが、実績がゼロなのはなぜか。

○伊達福祉部次長：生活訓練事業というと、知的障害者、精神障害者に自立した日常生活訓練を営むことができるよう生活能力の維持、向上のために支援訓練等を行う事業であるが、一人暮らしの方を想定しており、利用期間が2年と限定されていることから実績がないものと思われる。精神疾患等で長期入院されていた方が、退院され、一人暮らしをしようとしているような十全ユリノキ病院に併設されている生活訓練施設については需要が非常に高いといいうことである。

●岩本委員：これを利用される方は知的、精神どちらの障害をお持ちの方か。

○伊達福祉部次長：希望があればどちらの障害をお持ちの方も利用できるが、他の生活訓練事業を利用されている方は精神障害者の方が多く、長期入院から一人暮らしを始めるという場合の利用が多い傾向にある。

●岩本委員：身体障害者に対する機能訓練は行ってないのか。

○伊達福祉部次長：生活訓練はリハビリではなく、実際に生活するための調理や掃除を行う訓練である。

●岩本委員：生活介護に移行していくと説明があったがこれはどういう意味か。

○伊達福祉部次長：障がい者福祉センターの生活介護の定員20名に対し、平成29年4月1日現在の契約者は36名いる。障がい者福祉センターに限らず市内の他の事業所においても生活介護に対するニーズが非常に高く、契約率が100%を上回っているところがほとんどである。新居浜特別支援学校の生徒数増に伴い卒業後の行先と

して生活介護のニーズが非常に高く、社会福祉協議会も生活介護の需要に対応しなければならないとの考えから今回変更を行うものである。

●岩本委員：生活介護とは具体的にどのような内容か。

○伊達福祉部次長：昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動や生産活動の機会等を提供するサービスを行い、高齢者で言えばデイサービスにあたるものである。

●岩本委員：いわゆる障がい福祉サービスの中で行うのか。介護保険とは違うということによいか。

○伊達福祉部次長：これは障害者総合支援法のサービスのひとつである。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

口議案第58号 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○古川地域包括支援センター所長：<説明>

<質 疑>

●山本委員：県下で包括支援センターを市が直営しているところはどれくらいあるか。現状と考え方は。

○古川地域包括支援センター所長：県内の包括支援センターの直営、委託の状況は直営系の運営の方が多い。都市部になると人口規模に比例して事業規模も増大するが、市町村の規模が小さくなると直営の方が高い傾向にある。四国、愛媛においては直営系が多い。

新居浜市の状況と、直営、委託の考え方については、事業増加により将来的な地域包括支援センターの運営のあり方を検討する中で、公式にはないが春に各社会福祉法人に対し長期的な方向についての考えを聞き合わせた。その中で、各社会福祉法人から率直な意見をいただいたが、今現在従業員のやりくりと事業の運営で手いっぱい、これ以上市から委託を受けるのは困難であるという話であった。今後委託を考えるにしても、基幹型の地域包括支援センターは市に置いた上での委託が現実的な選択肢として考えられるわけであるが、それにあたって地域包括支援センターに従事する職員の確保を考えなければなかなか委託ということが現実には進んでいかない状況にあると考えている。

●永易委員長：市自体も主任介護支援専門員の確保が難しいのではないか。

○古川地域包括支援センター所長：主任介護支援専門員の研修に今年は非常勤職員1人、去年は正規職員1人派遣した。一昨年までは非常勤職員3人が主任ケアマネジャーであったため、0.75人×3人で合計2.25人である。去年の正規職員1人及び今年の非常勤職員1人の計1.75人を加え、合計4人ということになる。ただ、県の新規の主任介護支援専門員の新規研修の受け入れ自体が、各地域包括支援センターであっても1名/年までとされているので、受講意思のある職員がいても1年に1人若しくは0.75人ずつ増えていくということになり、定員の6人までだと毎年受験者を確保できたとしても後2年はかかるという計算になる。

●山本委員：質問した頃と中身は変わっていない。人材不足は市も民間も同じであるが、市が直営で行うのな

らば人材確保の問題をまずは解決しなければならないのではないか。

○古川地域包括支援センター所長：人材の確保については、活用できる制度はないか、また市内の状況など様々な方向性を含めて、人事課と協議を進めながら内部での確保や外部の状況を把握しているところ。人材の確保については、今回の条例提案でも示しているように介護支援専門員、主任介護支援専門員の研修内容が非常に厳しいものになってきている。昨年の介護支援専門員の合格率が15%~20%程度だったかと思うが、制度創設の頃と比べると新たに資格取得することが厳しくなっており、また、更新することも大変厳しい状態。国は質の良い職員を残そうという意図があるのかと思う。民間の事業所、特に主任ケアマネジャーは加算等の確保もあることから、従業員確保についてはしっかり考えられているところだと思う。従業員が他の職種と違い、応募をすればちまたにいるという職ではなかなかない。辞められた方はどんどん資格失効されており、ちまたにはいない、新しく作り出すにも時間がかかるというそういった限られた条件の中で努力をしている。委託に関しても、委託の是非に関しては、その都度の状況に応じて将来的に判断することになるかと思うが、まずは委託も考えられるような環境整備、条件整備を協議しながら進めているところである。

●岩本委員：主任ケアマネジャーで20年近く前に資格取得した方は、もう引退されている方もいると思う。新居浜市全体で主任ケアマネジャーの実態と今後の一定の見込み、全体的な数量は把握されているのか。

○古川地域包括支援センター：新居浜市の方で市外の事業所に行かれています方、市外から新居浜市へ来られている方もおり、それを住民票単位で管理しているのは県であるため、正確な数字は把握していないが、新居浜市で介護支援専門員の協議会を運営されており、その事務局を地域包括支援センターがしている関係で把握している人数だと、市内事業所では介護支援専門員が249人、内主任介護支援専門員44人が協議会に登録されている。未登録の方もいるかもしれないが、ほぼ登録されているので大体の人数としてはこれでご理解いただきたい。動向については、研修内容の厳しさと主任介護支援専門員の業務の厳しさにより資格を失効される方も増えてきているように聞いている。主任介護支援専門員は、この地域支援事業がこれから地域を巻き込んで大きく発展する上で、大変大きな役割を持っている職種であるため、地域包括支援センター、新居浜市もそうであるが、この協議会においても資格取得を促すとともに今資格をお持ちの方は更新されるように働きかけ、人数確保を図っている。

●岩本委員：ケアマネジャーはケアプランを作って、利用者にとってどこがちょうどいいかという検討を行い、専門性も高いので数を確保していただきたい。失念により更新ができず、失効することのないよう5年毎の更新時期に連絡はちゃんといくのか。

○古川地域包括支援センター：県から更新時期の通知はこないと聞いている。ただ、更新失念により失効することないように介護支援専門員、主任介護新専門員それぞれが任意に連絡し合うような、例えば研修を受ける場合でも取りまとめて、今年受けなくてよいか当人に確認してから申込むというような工夫がなされている。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

□議案第60号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○加藤福祉部総括次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤田委員：私立保育所等施設整備補助事業について、防犯カメラを設置するということが非常に良いことと思うが、全ての私立保育所に設置したということか。

●藤田福祉部次長：今回の整備が終了した時点で、私立のうち整備できていない箇所は2か所ある。自己負担分もあるので、各園に希望を問い合わせ、その2か所はまだ手を挙げられていないので未整備ということになる。

□議案第62号 平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○加藤福祉部総括次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●篠原委員：介護給付費準備基金積立金について、これにより準備基金の現在の積立額はいくらになったか。

○木俵介護福祉課長：この補正予算で基金積立金として1億6,087万5千円の予算計上であるが、1億6,087万4,993円の積立であり、これにより介護給付費準備基金積立金の現在高としては6億3,234万6,126円という結果である。

●岩本委員：この準備金というのは全体的な介護保険の額の中で、妥当な額なのか。多寡はどうか。

○木俵介護福祉課長：基金の額の多寡については妥当かどうかの判断ではなく、今回の件については、第6期の事業計画の中で給付費の額とそれに見合った保険料の額を決定するが、その各年度の給付費の額がその時の見込みより少なければ、財源も少なくて済むので、余った分が基金として積まれていくという考え方である。今回の6億円も、平成30年から平成32年までの第7期の介護保険事業計画を現在策定中であるが、その第7期においてこの基金を財源として使い、残りの部分を保険料で賄うという前提で保険料の計算を起こすことになる。

●岩本委員：1億6,000万円積み立てる前は4億7,000万円くらい基金としてあったのだが、率で言うと40%近い額が積み立てられるのだが、変動が大きいということか。各期の終わりにこのように動くのか、それとも毎年動くものか。

○木俵介護福祉課長：基金の額は、単年度分の決算の残金の中から国費、県費、支払基金の交付金に返還すべきものを除いた純粋な繰越金であるが、それについては、それぞれの年度で増減はある。過去5年間でいうと平成25年度が約5,800万円。平成26年度が約1億円。平成27年度が約1億2,000万円の積み立てがあり、平成28年度が約5,800万円の積み立て。平成28年度決算残額については過去5年程度の中では最も多い1億6,000万円程度となっている。

〈討 論〉なし

〈採 決〉全会一致原案可決

◎教育委員会関係

□議案第55号 新居浜市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋学校教育課長：〈説明〉

〈質疑〉

●藤田委員：市内の他の小中学校の統廃合について、検討状況はどの程度進んでいるのか、またどのような体制作りをしているのか。

○高橋学校教育課長：委員が18名の新居浜市今後の学校のあり方に関する検討委員会を組織した。第1回目の会を8月18日に開催したところである。いずれにしてもこの会で検討等を重ね、新居浜市の今後の学校のあり方はどういった形がよいのか議論を深めてまいりたいと考えている。

●山本委員：教育委員会に大きな責任がある問題であるとする。若宮小学校でも一定の御理解を得たとの説明があったが、公民館は残ったが地域から学校が消えるというのは非常に辛いことである。だが、複式学級は保護者が耐えられない。教育委員会が方針を決めたと思うが、経緯経過を見極め、辛抱強く地域と話をしながら進めていかなければならない。一定の基準だけは定めておかなければならないと思うが、教育長はどのようにお考えか。

○教育長：長期的な視点の中でこれから先の方向を明らかにしていかなければならないと思う。若宮についても複式学級になってしまう、そこで走ってしまったようなことを今非常に反省している。我々が子どもであった頃に比べると、子どもの数は半分になっている。複式学級ではないが、1学年に1クラスしかない学校が市内に7校存在している。その環境が、子どもの教育にとってよい環境なのかどうかも含めてみなさんときちんと議論していくような場を、今回委員会を立ち上げたが、そこでまずは叩き台を作って、皆に広く周知して議論していきたいと思っているため、これから10年先を見据えたあり方をきちんと位置付けてまいりたいと思っている。ご指導願います。

〈討論〉なし

〈採決〉全会一致原案可決

□議案第60号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○三沢教育委員会総括次長：〈説明〉

〈質疑〉

●岩本委員：いじめ・不登校問題等対策費について、アウトリーチ型とのことだが、不登校の方は訪問しても会えないことが多いと思う。人間関係を構築できていない社会福祉士が突然訪問しても会える可能性は低いと思うが、効果はあるのか。

○高橋教育委員会次長：不登校の状況も、軽度から深刻なものまで結構ある。今回社会福祉士の福祉の専門家に特に活躍していただきたいのは、担任が家庭訪問しても、家庭の環境がなかなか変わらないために不登校が改善されないという部分についてである。直接子どもと担任が会えば変えるきっかけも得られるが、家庭環境の改善が必要な場合には社会福祉士であれば、状況によっては地域福祉課と連携や、ヘルパーのあっせんなど専門的ノウハウを持っており、どの専門機関につなげばこの保護者に支援が行え、子どもへのアプローチができるのかというのがわかる。先生が勉強を教えに行こうとすると、どうしても子どもの気持ちが引っ込んでしまって難しいという場合には、教員じゃない方、例えば学習支援員や一般の方に入ってもらうことにより、少しでも勉強してみようかということにつながっていく。今まで教員が手を出しにくかった部分に社会福祉士さんや学習支援員が入ることにより、少なくとも学校が手詰まり状態だった部分に光が見えてくるというのは言える。またもう一つに学級担任の心理的な負担、訪れても訪れてもどうしようもないものをずっと繰り返していくというのは非常にしんどいところがあるが、そういう方が入ることによって開けていく可能性がある。同行していただくことにより、学級担任の気持ちの面が非常に楽になるというのは今回取り組んでいこうとする事業において大きな力を発揮してくれると考えている。

●岩本委員：該当するような事例がすでにあり、そこへ派遣しようとしているのか。

○高橋教育委員会次長：はい。

●岩本委員：よろしく願います。

●藤田委員：小中学校におけるいじめ、不登校の現状は。

○高橋学校教育課長：不登校は、小中学校合わせて平成28年度は153人、平成27年度144人から9人増加。今年度については平成29年8月末時点74人で、昨年同時期の84人から10人減少という状況。いじめの認知件数は、小中学校合わせて、平成28年度は18件、平成27年度の23件と比較して5件減少。今年度については、平成29年8月末時点で5件である。

●篠原委員：社会福祉士の方は何名対応しているか。

○高橋教育委員会次長：直接関わっていただいている方は2名、その後スーパーバイズしていただいている方が1名である。

●篠原委員：以前は船木と川東を担当されていたとお伺いしたが、全市を対象とするようになったのか。

○高橋教育委員会次長：昨年度末から取り組みを始めて今年度も継続して船木や川東を中心とはしているのだが、各学校において緊急や重たい事案等もあるため、要望、要請、状況に応じて、学校を限らず広げていきたいと考えている。

●篠原委員：成果はまだ表れていないか。

○高橋教育委員会次長：改善された事案もある。上手くいかず継続して関わっていただいているものもある。何より、学校の先生方の意識が変わってくるのが一番大きいところで、今までは教員というのは全て学校が解決しないといけないという思いがあるわけだが、社会資源をともに活用することにより道が開けるという認識を学校の先生が持ってくれたというのが特に昨年度拠点校として船木、川東では大きな成果であった。状況が

改善しつつある例もあり、やはり家庭へのアプローチができるというのは非常に大きな魅力である。

●山本委員：平成28年度不登校の生徒数153人の小学校、中学校の内訳と、中学校3年生が何人いるのかを伺いたい。

○高橋教育委員会次長：153人の内訳としては小学校が35人、中学校が118人、中学校3年生は55人であり全体の3分の1を占めている。

●山本委員：中学校で不登校の方の多くが高校に進学すると思うが、進学後わりと不登校が改善され、通学を続けているようである。家庭の問題だけではなく、中学校の学校運営のあり方や、教育のあり方に疑問を感じるがどうか。

○高橋教育委員会次長：中学校教育においても常に真摯に反省すべきところはあると思う。ただ環境が変わることにより気持ちをリセットしやすいということも実際ある。最近高等学校にも不登校を長年経験していた子供を受け入れるためのコースを作られているところもあり、そういったところでは始業時間を年度の初めは遅く設定してくれて、慣れてきてからフルタイムで授業を受けるとか様々な配慮をいただいているなど、そうしたクラスでは、自分一人だけではなく、多くの子供が不登校を経験していて、そのことによっても心理的な負担が減るといような事案もある。それから、定時制に通う子供もおり、この場合には授業がかなり最初の、英語で言えばアルファベットからスタートしていただけるような丁寧な取り組みもあったりし、そうしたことも学ぶ楽しさ、やり直すことによる積み上げが自分の中で感じられるということもある。不登校を経験していながらその先輩方がそれぞれ就職したり大学や専門学校に進んだりというのもこれからそれに続く子供への大きなエールになっているというのものもある。中学校で躓いたまま、人間関係が克服しにくいというのも結構あり、新たな人間関係を新たな場所でリセットするというのはかなり大きな力になっている部分もある。だがやはり中学校時代に復帰できてそこを目指していくのは大事であると思う。もう一つは新居浜市にあすなる教室という適応指導教室があるが、学校にそのままずっとは行きにくい、あすなる教室を通して勉強と人間関係づくり、それからケンカをするなどして躓いたとしても修復できる人間関係の経験も積みながら、例年ここを出て高等学校へ進学する子供が数名いる。あすなる教室に通う中で子供たちに変化が起きてくる。最初は自分から集団の中に入ることができなかつたり、ケンカをしたら暫く休むなどしていたが、そういうこともだんだん乗り越え、自分から仲間に入れてくれと申し入れたり、ケンカをしても次の日また来られたりなど力強さやコミュニケーションの力を身に着け高等学校に進学していくとなど、あすなる教室もまた大きな力を果たしていただいていると考えている。

●岩本委員：不登校153人の不登校に至った理由は把握されているか。

○矢野学校教育課指導主幹：平成28年度の不登校の原因として学校から報告のあったものとしては、学校生活上の影響が1件、遊び・非行が1件、本人の無気力が38件、不安感を抱き過ぎるなどの心理的・情緒的な混乱40件、意図的な拒否が6件、その他複合というのがあるが、これは主に無気力と不安傾向が複合していると思われるケースあるいは家庭環境が影響していると思われるものが58件、その他6件である。無気力、不安感、その他複合型が大半を占めていると考えられる。もちろん、複合の中には家庭環境の要因もある。不安感を抱く根

底には家庭環境が幼少期から少し問題がある場合も考えられるため、一概に今申し上げた原因に分類することは難しいかもしれないがこのような報告を受けている。

●岩本委員：いじめが原因となっている数は。

○矢野学校教育課指導主幹：学校生活上の影響に入ってくる。

●岩本委員：学校に行きたくても心理的に行けない子を救い上げてもらいたいのでそのあたりを教育委員会の力をいただきたいと思う。

<討 論>

●藤田委員：いじめ・不登校問題等対策費について、教職員がオーバーワークになっている現在このような制度を設けるのは非常に良いことであると思うため賛成討論する。

<採 決>全会一致原案可決

閉会 午前11時24分

福祉教育委員会付託案件表

平成29年9月15日

○福祉部関係

議案第54号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第57号 新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第60号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第3款 民生費	3・22

議案第62号 平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
9~11・38~42

○教育委員会関係

議案第55号 新居浜市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第10款 教育費	3・28・29